

1 解体業・破砕業の実施義務

解体業

使用済自動車の引取りと引取報告の実施

引取業者又はフロン類回収業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、次に示す正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。

また、使用済自動車を引き取った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

<正当な理由>

- ・天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ・使用済自動車に異物が混入している場合
- ・使用済自動車の引取りにより、使用済自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ・使用済自動車の引取りの条件が通常の引取の条件と著しく異なるものである場合
- ・使用済自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

エアバッグ類の回収の実施

使用済自動車を引き取った時は、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しをする場合を除き、エアバッグ類の回収を行う必要があります。エアバッグ類の回収にあたっては、次の2つの方法があります。

<エアバッグ類の回収方法>

- ・インフレーター等（ガス発生器）部分を取り外して回収し、自動車メーカー等に引き渡す方法
- ・自動車メーカー等からの委託を受けて車上作動処理（使用済自動車に搭載されたままで作動）を行う方法

自動車リサイクル法の再資源化基準に従った使用済自動車の解体の実施

使用済自動車を引き取った時は、特段の作業をせずにそのまま他の解体業者に引き渡しをする場合を除き、自動車リサイクル法の再資源化基準に従って適切な解体を実施する必要があります。

<再資源化基準>

- ・鉛蓄電池、タイヤ、廃油・廃液、（バスなどの）室内照明用蛍光灯を回収し、技術的・経済的に可能な範囲で自ら又は適正な業者に委託して再資源化（不可能な場合には、廃棄物として適正処理）すること
- ・有用な部品や材料等を技術的かつ経済的に可能な範囲で回収すること

エアバッグ類の引渡しと引渡報告の実施

取り外したエアバッグ類は、自動車メーカー等の指定する引取場所に引き渡すとともに、エアバッグ類を引き渡した時又は車上作動処理を行った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

使用済自動車を解体した後の解体自動車（廃車ガラ）は、破砕業者（他の解体業者や解体自動車全部利用者を含む。）に引き渡す必要があります。

また、解体自動車を破砕業者に引き渡した時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

<解体自動車全部利用者>

解体自動車を鉄鋼原料として国内の電炉・転炉等に投入する事業者又は製品原料として輸出する事業者のことです。解体自動車全部利用者に引き渡した場合、引渡し的事实を証する書面を5年間保存する必要があります。

破砕業

解体自動車の引取りと引取報告の実施

解体業者又は破砕前処理工程（プレス、せん断）のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取りを求められた場合は、次に示す正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取る必要があります。

また、解体自動車を引き取った時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引取報告を行う必要があります。

<正当な理由>

- ・天災その他やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
- ・解体自動車の異物が混入している場合
- ・解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合
- ・解体自動車の引取りの条件が通常の引取の条件と著しく異なるものである場合
- ・解体自動車の引取りが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合

自動車リサイクル法の再資源化基準に従った解体自動車の破砕・破砕前処理の実施

解体自動車を引き取った時は、特段の作業をせずにそのまま他の破砕業者に引き渡しをする場合を除き、自動車リサイクル法の再資源化基準に従って適切な破砕（シュレディング）又は破砕前処理（プレス・せん断）を実施する必要があります。

<再資源化基準>

（破砕処理工程）

- ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別回収すること
- ・自動車由来のシュレッダーダスト（ASR）に異物が混入しないよう解体自動車（廃車ガラ）を破砕すること

（破砕前処理工程）

- ・解体自動車（廃車ガラ）に異物を混入しないこと

破砕前処理を行った解体自動車の引渡しと引渡報告の実施

破砕前処理のみを行う事業者は、破砕前処理を行った解体自動車（廃車ガラ）を他の破砕業者又は解体自動車全部利用者に引き渡す必要があります。

また、解体自動車を破砕業者に引き渡した時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。

<解体自動車全部利用者>

解体業の項を参照

ASRの引渡しと引渡報告の実施

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、ASRを自動車メーカー等に引取基準に従い引き渡すとともに、ASRを引き渡した時は、原則として電子マニフェスト制度により3日以内に情報管理センターに引渡報告を行う必要があります。